

共済組合にご加入のみなさまへ

平成27年  
10月から  
通知開始

# マイナンバー制度が始まります!



マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認を行うためのしくみであり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)となります。

マイナンバー(個人番号)は、平成27年10月以降、お住まいの市区町村から住民票の住所へ「通知カード」に記載されて届きます。

- 届いた「通知カード」は大切に保管してください。
- 通知後に市区町村に申請すると「個人番号カード」が交付されます。

※住民票の住所地とお住まいの違う方はご注意ください。

※個人番号カードとは、氏名や住所、マイナンバーなどが記載された顔写真付きICカードです。

## ▶ 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入には次の目的があります

「社会保障」・「税」・「災害対策」の分野で効率的に情報を管理し、活用されます。

### 公平・公正な社会の実現

所得等の把握ができるため、不当に負担を免れることや、不正受給を防止することができます。

### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで連携が進み、作業等の重複などを防ぐことができます。

## ▶ 特定個人情報(マイナンバー)は安心・安全なしくみで保護されます

マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方で保護する措置が講じられます。

### 制度面の保護措置

特定個人情報の  
利用・収集は禁止  
(法律に規定があるものを除く)

マイナンバーと  
身元の確認での  
本人確認

第三者機関  
(特定個人情報保護委員会)  
による監視・監督

### システム面の保護措置

特定個人情報は  
一元管理せずに  
分散して管理

特定個人情報に  
アクセスできる  
人の制限・管理

通信の際は  
情報を暗号化

※特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報をいいます。

詳しくは裏面をご覧ください。



兵庫県市町村職員共済組合

# ▶ マイナンバー制度実施の今後のスケジュール(予定)



共済組合では、医療保険者として平成29年1月(予定)からマイナンバー(個人番号)の利用を開始し、平成29年7月以降(予定)、主に次の目的で使用いたします。

- 被扶養者の認定事務において利用し、住民票や所得証明書等の添付書類が不要になります。
- 出産費等の支給事務において利用し、他の法令による給付との併給調整を行います。

マイナンバーの登録方法・登録時期については、まだ決定していませんが、組合員や被扶養者の方々のマイナンバーを登録し、みなさまの利便性の向上を目的に使用していきます。



## マイナンバー Q&A

**Q** マイナンバー(個人番号)の取得には、手続きは必要ですか？

**A** 必要ありません。

平成27年10月から、全国民にマイナンバーが明記された「通知カード」が送付されます。

### 同封されるもの(予定)

- 通知カード
- 個人番号カードの交付申請書と返信用封筒
- マイナンバーの説明書類

**Q** 「個人番号カード」ってなんですか？

**A** 通知カードとは別に、氏名や住所、マイナンバーなどが記載された顔写真付きICカードです。

個人番号カードの交付には申請が必要ですが、このカードは身分証明書として使うことはもちろん、行政機関の窓口で手続きをしたり、自宅のパソコンで社会保障の給付履歴などの確認(マイナポータル)ができます。

### ■ 個人番号カードイメージ

氏名	〇〇〇	個人番号カード
住所	〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番地〇号	
生年月日	平成〇〇年〇月〇日	性別 女
	〇〇〇年〇月〇日まで有効	方角印 ト番号
	セキスイハイム	〇〇〇〇

**Q** マイナンバーを変更することはできますか？

**A** 変更することはできません。

原則として同じ番号を一生使い続けることとなり、転居しても変更はありません。ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、変更することができます。

マイナンバーは大切に！

通知カード



マイナンバーはむやみに他人に教えないように気をつけましょう！

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

コールセンター **0570-20-0178**

マイナンバー

全国共通ナビダイヤル  
(通話料がかかります)  
受付時間:平日9:30~17:30  
(土日祝日・年末年始を除く)

公式サイト

マイナンバー

検索

※このリーフレットは、平成27年6月時点での内閣官房の資料等をもとに作成しております。今後、国会審議、法令等の公布により内容が変更になる場合があります。

© 社会保険出版社  
禁無断転載 71441

UD  
FONT

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

グリーン購入法  
適合印刷物です